

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登所の自粛に伴う  
育成料の免除等について

このことについて、下記のとおり、学童クラブへの登所の自粛に伴う育成料の免除等を実施することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象者

令和2年4月から5月までの間において学童クラブに児童が在籍し、登所自粛に御協力いただいた保護者

2 育成料の免除

(1) 令和2年4月分

令和2年4月15日から同月30日までの間、全日数を休所した場合に免除

(2) 令和2年5月分

令和2年5月8日から同月30日までの間、全日数を休所した場合に免除

3 育成料の充当又は還付

上記の育成料が納付されている場合には令和2年7月分以降の育成料に充当し、児童の学童クラブの退所等により充当できない場合には還付する。

4 通知送付時期

令和2年4月分は5月下旬予定、5月分は6月下旬予定

5 還付時期

令和2年4月分は6月下旬予定、5月分は7月下旬予定